平成２１年（フ）第１９９７号
京都府宇治市槇島町郡64番地の４
債務者　張本こと　張　　仁巳
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７６号
京都市北区鷹峯黒門町７番地
債務者　西村　佳和
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８０号
京都市右京区梅ヶ畑畑ノ下町４番地12
債務者　川島　文夫
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
京都府向日市鶏冠井町荒内96番地の２
債務者　リラクゼーションマッサージ整体なごみこと　西小路孝樹
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
京都府向日市鶏冠井町荒内96番地の２
債務者　西小路愛子
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
京都市下京区平居町64　ロイヤル河原町五条901松竹久美子方、住民票上の住所京都市右京区鳴滝泉殿町１番地の25
債務者　大逸　　明
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７０号
京都府京丹後市大宮町善王寺427番地の６
債務者　田﨑　歩美
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５号
京都府与謝郡与謝野町字後野1292番地
債務者　山本　典子
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
　　京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２９９号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道営住宅３号棟102号
債務者　小野　龍三
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
北海道帯広市東６条南12丁目13番地１　コーポラスＮＯＢＯ406
債務者　鈴木　茂伸
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３４９４号
横浜市戸塚区下倉田町1877―７―303号室　沢潟方、住民票上の住所横浜市港南区上大岡西３丁目11番２号　１Ｆ㈲マルコ企画内
債務者　松尾　一義
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地73―1204
債務者　吉里カルロスこと　ヨシザト　サンチェス　カルロス　ロベルト
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地73―1204
債務者　照屋カティウスカこと　テルヤ　アウエデ　ヨツザト　カティウスカ
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８号
神奈川県藤沢市善行１丁目２番地の１　藤沢市平和台住宅15号
債務者　田中　岐子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５号
横浜市神奈川区松見町４丁目1126番地39
債務者　高橋　建次
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
神奈川県大和市西鶴間７丁目11番29号　長谷川ハイツ２―Ｂ
債務者　野口　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部